

「ラブコスメ」事件

【事件の概要】

本件商標「ラブコスメ」は、引用商標（「ラブ」等）と類似するとした審決の判断が誤りであると判示した事案。

【事件の表示、出典】

H21.4.27 知財高裁平成20年（行ケ）第10380号事件
知的財産権判例集 HP

【参照条文】

商標法4条1項11号

【キーワード】

商標の類似

1.事実関係

原告は、指定商品を第3類「化粧品」とし、片仮名の標準文字からなる「ラブコスメ」の商標権者である（登録第5046619号）。

被告は、本件商標登録は商標法4条1項11号に該当するとして、無効審判（無効2007-890121号事件）を請求したところ、特許庁は、本件商標登録を無効とする審決をなした。

本件は、同審決の審決取消訴訟である。

2.争点

(1) 商標の類似

3.裁判所の判断

「(1) 本件商標について

・・・

「cosmetic」ないし「コスメチック」は、「化粧品」を指す英語ないしその片仮名表記であることが認められるが株式会社岩波書店（「広辞苑」第3版・乙9）それらの語が、我が国において、本件登録出願及び登録査定の際に、化粧品を指す語であることが、一般に認識されていたとは、認められない。

・・・

また、前記検討したとおり、『コスメ』が、化粧品を指すものとして、我が国におい

て、一般的に認識理解されているとまではいえないこと、本件商標が、ごく短い語からなる商標であることに照らすならば、本件商標の一部である『ラブ』のみによって識別されるということができない。全体として造語であるため、使用態様及び需要者により、『愛情・愛に関連する化粧品』などの観念を生ずる余地は否定できないものの、多様な観念を生ずる可能性があり、その意味で特定の観念は生じない。

．．．

(4) 本件商標と本件各引用商標の類否について

ア 判断

(ア) 外観及び称呼

本件商標は、『ラブコスメ』の片仮名文字を標準文字により、一連に表記したものであり、その音数は5音であって短く、本件商標に接した需要者及び取引者は、これを一連一体に認識、理解するものと解するのが相当であるから、本件商標からは、片仮名横書きの『ラブコスメ』との外観及び称呼を生じる。

他方、本件各引用商標は、引用商標1ないし6から、・・・で表記した外観を示し、このうち、引用商標2ないし4、6からは、『ラブ』の称呼を生じる。

したがって、本件商標と本件各引用商標は、外観及び称呼において、類似しない。

(イ) 観念

本件商標からは、使用態様及び需要者により、『愛情・愛に関連する化粧品』などの観念を生ずる余地は否定できないものの、多様な観念を生ずる可能性があるといえる。他方、本件各引用商標のうち、引用商標2ないし4、6からは、『愛』、『愛情』、『好意』、『人を愛する』、『恋をする』、『好きになる』などの観念を生ずる（なお、引用商標1及び5からは、必ずしも、上記の観念のみを生ずるか否かは定かではない。）本件商標と本件各引用商標は、観念において、必ずしも類似するとはいえない。

(ウ) 取引の実情等

本件商標に係る指定商品は、主にインターネット等を利用した通信販売の形態により購入する需要者を対象としている。

これに対し、本件各引用商標に係る商品は、・・・化粧品を使用する女性の需要者を中心としているものと推認される。両者を比較すると、その取引態様に特殊性はあるものの、大きな相違があるか否かは明らかでない。そして、前記のとおり、指定商品中の「化粧品」が、『美しく見えるよう、飾ったりするために用いるクリーム、洗顔剤などの商品』であることに照らすならば、本件各引用商標中の『ラブ』の構成は、指定商品中の『化粧品』と、直接的な関連性があるとまではいえないが、密接な関連性を有する構成であるということができ、そのような指定商品との関連性を考慮するならば、『ラブ』の構成は、指定商品中の『化粧品』等に用いられた場合、『ラブ』を含むあらゆる商標に対しても、当然に、強い排他力を持つ構成部分であ

るということはできない。・・・

以上のとおり外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合し、商品に係る前記認定に係る取引の実情を踏まえつつ全体的に考察すると、本件指定商品の出所が本件各引用商標の商標権者である被告であるとの誤認混同を生ずるおそれがあると認めることはできず、本件商標と本件各引用商標とは、全体として類似する商標であるとはいえない。

4.検討

本件判決は、外観、観念、称呼、及び、取引の実情を考慮し、本件商標は各引用商標と類似しないと判断したものであり、商標の類似判断において通常用いられる基準に則って判断したものである。

ところで、本件判決は、その類似判断に先立ち、本件商標の観念を導く前提として、上記のとおり、「c o s m e t i c」(「コスメチック」)は、「我が国において、本件登録出願及び登録査定の際に、化粧品を指す語であることが、一般に認識されていたとは、認められない。」(下線付加)ことを根拠として、本件商標を「ラブ」と「コスメ」の結合商標として解すべきでない理由として挙げている。

しかし、本件判決の約8ヶ月前に判決がなされた別事案(20年6月25日判決言渡平成20年(行ケ)第10042号審決取消請求事件:別事案における原告は、本件訴訟の被告である。)において、知財高裁は、「c o s m e t i c」(コスメチック)の認識に関して異なる判断を行い、「L O V E」(ラブ)の部分が出所表示機能を奏している旨判断した。



(別件)本願商標

(別件判決)

上記 について

「そして、本願商標と引用商標は、上記のとおり称呼及び外観において『ラブ』ないし『L O V E』の語が含まれている点で共通し、観念において『愛、愛情』を生ぜしめる点でも共通する。その上『c o s m e t i c / コスメティック』の語は本願商標の指定商品である『化粧品』それ自体を指称する語であり、同旨の観念を生ぜしめる語であるから、当該指定商品との関係で同部分に出所表示の識別機能を見出すことはできず、需要者には『L o v e c o s m e t i c / ラブ コスメティック』は識別機能を有する『L o v e / ラブ』を出所表示主体とする化粧品の関連商品と認識されるものと認められる。」

上記 について

「また、別事案では、その上「cosmetic / コスメティック」の語は本願商標の指定商品である「化粧品」それ自体を指称する語であり、同旨の観念を生ぜしめる語であるから、当該指定商品との関係で同部分に出所表示の識別機能を見出すことはできず、需要者には「Love cosmetic / ラブ コスメティック」は識別機能を有する「Love / ラブ」を出所表示主体とする化粧品の関連商品と認識されるものと認められる。」

別事案において、需要者が「コスメティック」の語を「化粧品」と認識する（認識できる）との判断を行った基準時は、平成19年12月19日（別事案の審決時）である。一方、本件事案における基準時（平成19年4月20日（登録査定時））は、そのわずか8ヶ月前にすぎない。

したがって、別件判決と本件判決における事実認定に整合性をもたせるためには、上記8ヶ月（平成19年4月20日〔本件事案の基準日〕～同年12月19日〔別事案の基準日〕）の間に、「コスメ」（コスメティック）の語が、「化粧品」であると認識されるに至ったと解さなければならない。

この点、本件判決は、別事案の判決との整合性について、次のとおり判示している。

「しかし、上記商標は『Love cosmetic』の文字部分の『Love』と『cosmetic』との間に間隙が存在すること、一連一体に把握することが困難な商標であること等、本件商標と相違するものであるから、互いに判断の結果が相違しても、齟齬があるものとはいえない。」

確かに、本件商標と別事案における商標は同一ではない。しかし、問題とすべきは、「コスメ」（コスメティック）が「化粧品」を指す語であると解されるか否かについて、本件判決は、別件判決と正反対の判断を行った点である。

この様に、異なる判断が示された主な理由は、係属部の違い（本件：知財高裁第3部。別件：知財高裁第2部。）にあると解さざるを得ないところ、当事者、及び、第3者の予測可能性、及び、知財高裁に対する信頼を確保するためにも、先行する判決と異なる事実認定を行う場合には、同認定を行うべき具体的理由（別件判決の認定を覆す事情、もしくは、上記8ヶ月の間に「コスメティック」の語が「化粧品」であると認識されるに至った事情）を明らかにし、自らの認定判断の正当性を明らかにすることが望まれる。

（弁護士 井上 義隆）